

告示

埼玉県告示第千五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類				廃止年月日
東町眼科	所沢市東町 一〇二―一 田中ビル一階	訪問看護	訪問リハビリ テーション	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	平成三十年 七月三十一日
シヨートステイ みんなの家・戸田	戸田市新曽 一〇三八―一	短期入所生活介護	介護予防 短期入所生活介護	介護予防 居宅療養管理指導		平成三十年 九月三十日
坂戸 サークルホーム	坂戸市石井 一六八四	通所介護				平成二十五年 三月三十一日